

## 令和2年度「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業」成果報告書

実施機関名 長野県教育委員会

### 1 事業実施前の状況及び課題

- ①平成30年(2018年)12月の県政ランチミーティングにおいて、知事と「病気療養児の教育支援を考える会」が懇談を行った際に、以下のような提案がなされた。
- ・長期入院児童生徒に対する学習支援について、病院内に近隣学校の分教室が整備されてきた義務教育に対して、高等学校教育における支援が十分に構築されていないこと。
  - ・長期入院を余儀なくされた高校生にとっても、学校や同級生とのつながりが病気療養時には大きな心の支えとなっていること。
  - ・病院と学校の架橋となる学習支援コーディネーターを置くなど、支援体制を構築する必要性があること。
- ②①を受け、長野県教育委員会では、遠隔教育の導入も含めた長期入院生徒の学習支援体制の構築に着手し、令和元年度において以下の取組を行った。
- ・年度当初から、全県立高校において長期入院生徒支援についてのニーズ調査を実施。
  - ・支援の必要があることが判明した生徒2名に対し、入院先の病院あるいは退院後の当該生徒の自宅にて具体的な学習支援を試行し、支援体制を研究。
- ③この取組を踏まえ、令和元年10月には本県の「県立高校に在籍する生徒の入院時学習支援実施要綱」を策定・施行した。この要綱で定めている支援は以下のとおりである。
- ・長期入院生徒・保護者から修学の相談が寄せられたときは、速やかに学校・医療機関と連携して修学体制を整えるための学習支援コーディネーターを配置。  
(当面は、県教育委員会事務局・学びの改革支援課の担当指導主事が担当)
  - ・修学体制として在籍校の授業と対象生徒の病室等を遠隔通信システムで結び、病室には在籍校の教員又は非常勤講師を配置し遠隔教育を実施。
- ④制度施行後、現在までに要望のあった2名の生徒について、望ましい支援方法を検討しているところであり、遠隔教育の実施に対応できるよう、県として12個の遠隔教育システム(エルモ社バイシンク)専用IDを取得し、運用に向けた準備を整えている。
- ⑤これまでの取組から見えてきた課題として、次のような点がある。
- ・より速やかにカンファレンスを実施し、適切な学習支援体制を構築するためには、学習支援コーディネーターとして専任の非常勤講師等を配置する必要があること。
  - ・在籍校の授業と病室等を遠隔通信システムで結ぶ際に、受信側(病室等)の教員配置が必ずしも必要ではないが、より望ましい支援のあり方として、対面とオンラインの適切な組み合わせを研究する必要があること。
  - ・長期入院生徒の学習に係わる評価をどのように行うかを研究する必要があること。

令和2年度は、これらの課題を研究して支援のあり方を充実させていく方向で、「県立高校における長期入院生徒への学習支援事業」を継続実施した。

## 2 事業の目的

長野県立高等学校に在籍する生徒のうち、長期入院しているものの修学の意思を強く持ち、復帰に向けて学習意欲がある生徒に対して、特別支援学校等を介することなく、遠隔教育システムなどを活用しながら在籍校の授業を継続して受講したり級友とのつながりを作ることによって、「生徒の思い」を大切に学習支援を実施する。

学習支援の主な目的は、以下のとおりである。

- ①学習機会の保障と退学や原級留置の防止。
- ②在籍校への所属意識の維持。
- ③心理的不安の軽減。

## 3 事業の内容及び成果

### (1) 実施体制

#### ①長野県教育委員会事務局・学びの改革支援課

- ・支援事業の対象は、すべての県立高等学校とする。(生徒と在籍校とのつながりを大切にしたい事業であり、対象生徒を特定の学校に転校させるという措置を取らないため、指定校は置かない。)
- ・年度当初に「学習支援コーディネーター」(東北信地区・中信地区・南信地区に各1名の会計年度任用職員)の雇用。
- ・学習支援コーディネーター及び各機関との連絡、調整。
- ・学習支援実施に伴う各種手続きの受理。
- ・遠隔教育を実施する際の機器貸与。
- ・学習支援を実施する際の学習支援員(非常勤講師等)の派遣。
- ・制度の円滑な運用に向けた各校、関係機関への周知。
- ・事業の円滑な運用に向けた調整及び事後評価のまとめ。
- ・学習支援コーディネーター会議の開催(年2回)。(詳細は④)
- ・入院生徒学習支援評価検討会の開催(年1回)。(詳細は⑤)

#### ②学習支援コーディネーター

- ・ワンストップ窓口として、学校、医療機関、本人・保護者等との調整、支援の実施体制の構築や、支援に必要なICT機器の手配等。
  - 〔生徒へ〕ニーズに応じ効果的な学習支援方法を提案(人的派遣・遠隔授業等)
  - 〔病院等へ〕治療の状況、病室環境、主治医の所見等を確認、打合せ
  - 〔学校へ〕生徒のニーズにあった時間割・教育課程の編成、ICT機器活用の支援
- ・学習支援を希望する生徒の情報が入り次第、各機関との調整を図り、学習支援カンファレンスを開催。
  - 〔構成員〕生徒・保護者、医療機関代表(主治医、治療責任者、看護師、医療ソーシャルワーカー等)、学校代表(校長、教頭、担任等)、学習支援コーディネーター
  - 〔内容〕・病状、治療計画や支援方針の共有。
    - ・学習支援方法、学習支援実施体制の構築。
- ・学習支援コーディネーター会議への参加。
- ・入院生徒学習支援評価検討会への参加。

③調査研究のための連携病院

〔連携先〕長野県立こども病院，信州大学医学部附属病院の他，該当生徒の入院先の医療機関

〔研究内容〕院内における遠隔システムを用いた学習支援の実践研究（物的・人的環境整備および事業の円滑な実施）

- ・対面で学習指導を実施する際の非常勤講師等による学習指導の運用研究
- ・当該生徒の入院期間及び退院後の学習支援コーディネーターを中心とする連携体制のあり方の研究

④学習支援コーディネーター会議（年2回）

〔構成員〕学習支援コーディネーター（3名），長野県立こども病院 医師・医療ソーシャルワーカー，信州大学医学部 医師，長野県教育委員会事務局 担当者

〔内 容〕学習支援コーディネーター業務の内容の確認

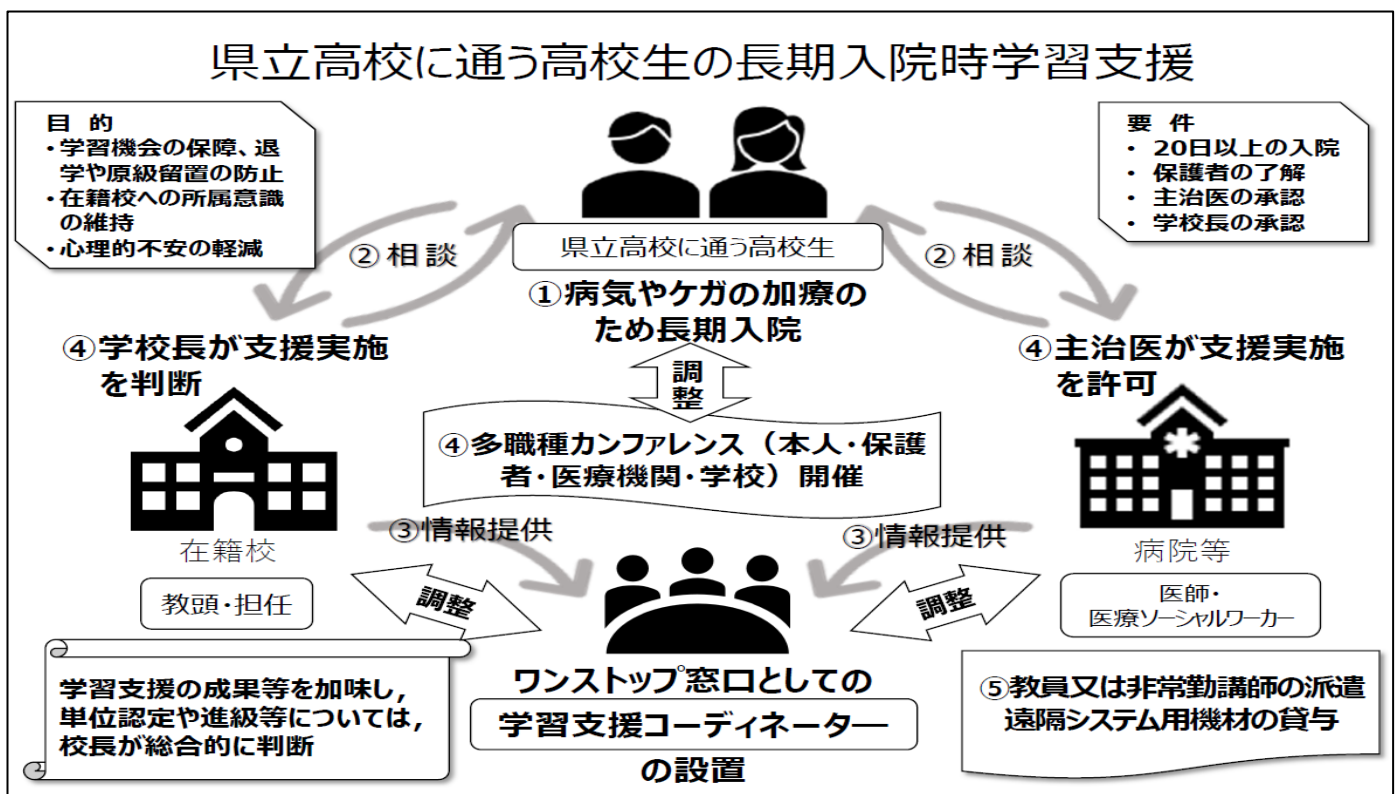
- ・学習支援実施状況の情報共有
- ・学習支援実施体制，学習支援方法や評価等の研究
- ・病弱教育，病気に係る正しい理解とその支援に向けた研修

⑤入院生徒学習支援評価検討会（年1回）

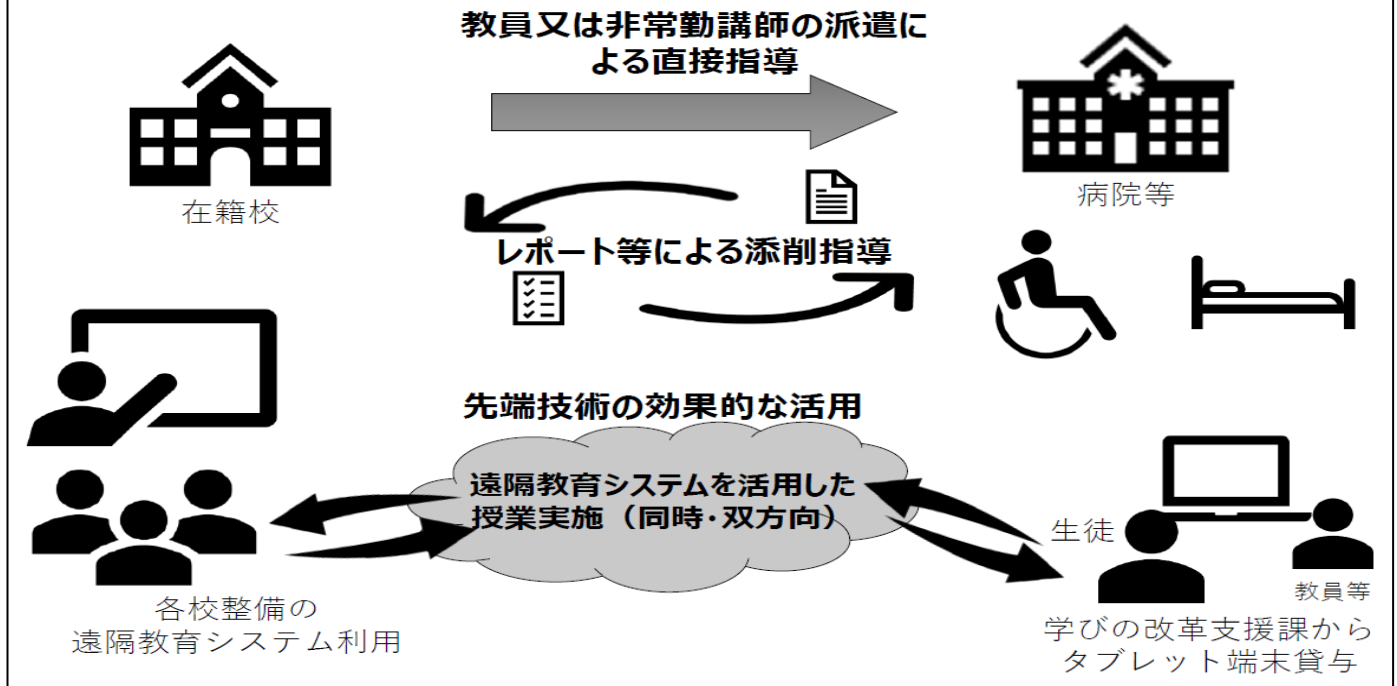
〔構成員〕信州大学医学部 教授・医師，長野県立こども病院 病院長・医師，学習支援コーディネーター（3名），長野県教育委員会事務局 担当者

〔内 容〕学習支援コーディネーターを中心とした支援・連携体制のあり方

- ・学校や病院における支援体制の構築，教育委員会の果たす役割
- ・遠隔教育と対面指導を組み合わせた効果的な学習支援のあり方
- ・病院内における遠隔教育システムを用いた学習支援のあり方
- ・対面による学習指導を実施する際の非常勤講師等による学習支援のあり方
- ・本県の定める「県立高校に在籍する生徒の入院時学習支援実施要綱」並びに運用に係る課題
- ・事業の普及に向けた対応 など



## 入院時の学習支援 具体例



### (2) 取組及び成果

#### ア 学習支援の実施(2名)

##### ① 事例1(事前調査における支援対象の生徒,令和2年4月4日県内病院入院)

###### ○学習支援開始前に2回のカンファレンス(病院・学校・学習支援コーディネーター・本課など)

- ・当該生徒の治療計画及び遠隔授業を実施する際の病院内の通信環境について確認。
- ・学習支援コーディネーターを中心に,学習支援開始時期の確認。
- ・授業開始に向けた手順等の確認,学校と病院の遠隔教育システム接続テスト及び機器の貸出。

###### ○遠隔授業開始(6月1日)

- ・1日3時間,遠隔による同時双方向型の授業を実施。(1週間分の授業内容を2週間で実施。なお,一時退院時は自宅で受信。)
- ・一時退院時に学習支援員(非常勤講師)による週1回の対面授業を実施。

###### ○遠隔授業の中断(病状悪化による検査入院のため)

###### ○病状悪化を受け2回のカンファレンス(病院・学校・学習支援コーディネーター・本課)

- ・今後の治療計画及び単位認定に係る状況確認。
- ・学習支援終了の確認(休学措置による)。

###### ○学習支援終了(8月31日) ※次年度1学年に復学予定

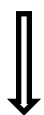
##### ② 事例2(事前調査における支援対象外の生徒,令和2年5月29日県外病院入院)

###### ○学校から事業の活用について相談。複数回の事前打合せ。

###### ○学習支援開始前に3回のカンファレンス(病院・学校・学習支援コーディネーター・本課)

- ・生徒の状況や学校の支援体制についての確認。
- ・当該生徒の治療計画,病院内での支援体制,学習支援計画などの情報共有。
- ・治療計画を基に,学習支援開始時期と学習支援実施上の注意点についての確認。

○遠隔授業開始（10月7日）



- ・1日6時間、遠隔による同時双方向型の授業を実施。（1週間の授業計画を病院と共有することにより、病院から治療による授業の中断が極力無くなるような配慮を得られた。）
- ・一時退院時に登校指導（定期考査など）実施。

○状況確認など2回のカンファレンス（学校・学習支援コーディネーター・本課・保護者）



- ・病状ならびに学習状況の確認と、今後の学習支援計画の情報共有。

○転学・転院により学習支援終了（1月9日）

イ 本事業では以下の7点の成果を見込んで取り組んだ。

①学習支援コーディネーターを通じた関係者のカンファレンスによる、当該生徒のニーズに応じた学習機会の保障。

県立高等学校と医療機関を迅速に結ぶためのワンストップ窓口として、南北に広い県内を東北信地区・中信地区・南信地区の3地区に分け、各地区に1名ずつ学習支援コーディネーターを配置した。学習支援コーディネーターの設置にあたっては、任用目的や職務などを明記した学習支援コーディネーター設置要領を定めるなど、事業の推進に向けた体制を整えた。また、学習支援コーディネーターには、職務を行うのに必要な資質と見識を持っている元校長・教頭などの管理職経験者を県の会計年度任用職員として任用し、本課との連携の強化を図った。

今年度は4月と10月に「長期入院生徒に関する実態調査」を実施した。4月の調査では11名の長期入院生徒がおり、その内2名の生徒に対して学習支援が必要であると報告があった。10月の調査では11名の長期入院生徒（4月調査と重なる生徒もいる）がおり、その内5名の生徒に対して学習支援が必要であると報告があった。調査後に各校の教頭に生徒の病状などの聞き取りを行った結果、2名の生徒に対して実際に学習支援を行った。それ以外の生徒に関しては、学校独自で学習支援を行ったり、医師の判断により学習支援を行うことが出来なかったり、休学したりなどであった。

2名の対象生徒に対する学習支援では、学習支援コーディネーターが中心となりカンファレンスを複数回実施した。関係各所との連絡・調整や支援体制の構築等に対して助言を行い、当該生徒のニーズを踏まえた学習機会の保障に努めた。

入院期間中は遠隔による同時双方向型の授業を実施し、一時退院時は学習支援員（非常勤講師）による対面指導や登校指導などを行い、生徒のニーズや状況に応じた学習機会の保障に努めた。当該校からは、「入院中の生徒に対しても学習権の保障がなされていて良かった」という感想もあった。

②入院時等の学習支援による、当該生徒の在籍校への所属意識の維持、及び治療への心理的負担の軽減。

当該校では、授業の準備を行っている間に、同級生がパソコンの画面越しに当該生徒の様子を気にしたり、声をかけたりする姿がたびたびあった。当該生徒にとっては、そのようなクラスの生徒との触れ合いが、治療に対する心理的負担の軽減や、クラスの一員であるとの思いを抱く重要な要素となっていた。

また、一部の教科では遠隔での指導と対面による指導を組み合わせることで、当該生徒の学力実態を適切に把握し、状況にあった丁寧な指導を行うことにつながり、在籍校での学びを継続したいという生徒の意欲につながった。

加えて、副担任がオンラインシステムを活用した短時間のホームルーム活動を毎日実施して、当該生徒と直接関わりをもったことが、生徒の精神的な支えとなった。

③病院等関係機関との連携による入院生徒の学習の効果的、かつ体調に配慮した学習支援体制の確立。

学校と病院の間で1週間の授業計画を共有することで、治療による授業の中断が極力無くなるように病院側の配慮を得ることができた。また、病院のソーシャルワーカーとの連携を密にしたことで、体調等により急遽授業が受けられない場合の連絡体制を確立することができた。

遠隔教育システムを活用した同時双方向型の授業は、生徒がわからないところを質問することも可能であるため、単なる課題のやり取りだけでは深めきれない学びをより深めることができ、効果的であった。さらに、受けた授業を出席日数に含めることで単位修得への道が開け、治療と学習の両面で本人の前向きな意欲の向上が見られた。

オンライン会議システムを活用したカンファレンスは、適時、学習支援に対する意思の共有を図ることができ、効果的な学習支援につながった。

④入院生徒の学習の成果を丁寧に評価することによる退学や原級留置の防止。

同時双方向型の授業の場合、授業担当者は、病室等で受講している生徒の様子を把握することができ、教室で授業を受けている生徒と同じように評価をすることができた。一時退院時の学習支援員による対面指導や課題への取組状況、登校指導などを組み合わせることで、当該生徒の学力実態を適切に把握し、学習成果を丁寧に評価し、生徒の学習改善にもつなぐことができた。

⑤入院時等の生徒支援が広まることにより、「誰一人取り残すことのない」丁寧な学習指導への意識が、全県でより一層定着すること。

当該生徒が在籍する学校では、機器の設置や授業の実施など多くの職員が関わって遠隔授業を行ったことで、これまで以上に病弱教育の意義や重要性についての認識が高まった。

また、オンライン上であっても教室内の生徒とともに授業に参加している生徒であるため、進級や卒業を見据えた丁寧な指導という教員の意識の向上につながった。

⑥入院生徒の学習支援を当該生徒の在籍校が組織として対応することによる、担任等特定職員の負担軽減。

学習支援コーディネーターに情報の集約を図ることで、速やかな学習支援体制の構築と支援の開始につながり、学校現場の負担軽減を図ることができた。また、学校は学習支援コーディネーターから学習支援体制の構築や進級要件について等、学校マネジメントの視点から指導・助言を得ることで、特定の職員によらない学校全体での学習支援体制を構築することができた。

⑦セキュリティの厳しい病院での実施を含めた、遠隔教育システムを活用するための技術的知見の蓄積。

事前のカンファレンスで病院内での通信環境を確認し、病院から遠隔授業を行う許可を得て実施した。遠隔教育システムを活用するための病院内の環境については、院内の通信機器担当者とも連携することで、短期間で体制を整えることができた。加えて、一部の病院では、院内の Wi-Fi 環境の整備を進めることにもつながった。2つの病院とも遠隔による授業は初めての試みであったが、多少の通信環境の不安定さ以外は大きな問題はなく実施でき、病院側の技術的知見の蓄積につながった。

また、該当校においても、学習支援開始当初は模索しながらの実施であったが、支援が進む中で教員自身の ICT スキルアップや授業改善等につながった。また、本県では生徒 1 人 1 人に Google アカウントが割当てられているため、Google Meet などによる同時双方向型の授業の実施や、Google Classroom 等を活用した課題の配付や受取などが可能であり、対面授業に近い形での学習支援を実施することができた。これらは、本県の長期入院生徒に対する学習支援の貴重な実践事例となった。

#### 「学習支援コーディネーター」の活用実績と成果

主な経歴・資格	活動内容実績（回数，活動形態）
元高等学校長	18 回（26 時間）（教育委員会からの要請に応じてその都度活動）
具体的な活動内容と役割	活動の成果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カンファレンスの開催や参加。</li> <li>・学習支援実施に向けた調整。</li> <li>・ICT 機器の貸出，設置，回収。</li> <li>・学校や病院との打合せ。</li> <li>・学習支援コーディネーター会議や評価検討会への参加。</li> </ul>	<p>南信地区担当として学習支援の実施に向け，ワンストップ窓口として情報を集約し，学校と病院との連携に努めた。</p> <p>元校長としての知見を活かし，学校内の支援体制構築に向けた助言や学校・病院の調整などを行った。</p>

主な経歴・資格	活動内容実績（回数，活動形態）
元高等学校長	6 回（9 時間）（教育委員会からの要請に応じてその都度活動）
具体的な活動内容と役割	活動の成果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カンファレンスの開催や参加。</li> <li>・学習支援実施に向けた調整。</li> <li>・学校や病院との打合せ。</li> </ul>	<p>東信地区担当として学習支援の実施に向け，ワンストップ窓口として情報を集約し，学校と病院との連携に努めた。</p> <p>元校長としての知見を活かし，学校内の支援体制構築に向けた助言や保護者への説明などを行った。</p>

主な経歴・資格	活動内容実績（回数，活動形態）
元高等学校教頭	2回（4時間）（教育委員会からの要請に応じてその都度活動）
具体的な活動内容と役割	活動の成果
・学習支援コーディネーター会議や評価検討会議への参加。	担当地区の関係で実際の支援に向けた活動は無かったが、元教頭としての知見を活かし、学習支援コーディネーター会議や評価検討会議の際に的確な助言を行った。

#### 「学習支援員」の活用実績及び役割

主な経歴・資格（人数）	活動内容実績（回数，活動形態）
現非常勤講師（1名）	1日／週×1時間×4週【4回】@生徒自宅（毎週火曜日）
具体的な活動内容と役割	活動の成果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国語総合」の対面授業の実施。</li> <li>・生徒が取り組んだ課題の回収と返却。</li> <li>・生徒の健康状態のチェック。</li> <li>・学習への取組状況の確認と学習意欲維持に向けた声掛け。</li> </ul>	学習支援を行った生徒は高校入学間もない生徒であり、学校や級友との人間関係が形成されていないため遠隔授業だけではモチベーションを維持することが難しかったが、対面による指導を受けコミュニケーションをとることで、学習に向かうモチベーションを維持することができた。

## 4 今後の課題と対応

### ①病弱教育の意義や重要性についての認識拡大，学習支援に向けた校内体制の構築

今年度の事例から，学校内で速やかな支援体制を構築するためには，病弱教育の意義や重要性について教員が認識していることが重要であることがわかった。校内で主な窓口となる教頭に対しての研修会や校内での研修会を実施し，病弱教育の意義や重要性に対する認識を広げていき，支援の必要がある場合には速やかに支援体制を構築する必要がある。

### ②ICTを活用した遠隔授業と対面指導の効果的な組合せによる丁寧な学習支援や評価のあり方

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり，対面による指導をほとんど行うことができなかった。生徒によっては遠隔授業だけでは学習に対するモチベーションを維持することが難しい場面もあるため，状況が改善すれば遠隔授業と対面指導を効果的に組み合わせた学習支援が実施できるよう当該校と協力する必要がある。

### ③入院時の学習内容の保障と評価の方法

遠隔授業を実施したとしても生徒の体調や治療のため在籍校の他の生徒と全て同じ学習内容が保障できるわけではないため，ICTを効果的に活用することで少しでも同じ学習内容が保障できるよう研究し，当該校に助言する必要がある。

また，Google フォームやClassiなどを活用して，学習内容をポートフォリオとして蓄積し，生徒自身が学びの振り返りに活用したり，教員が当該生徒の成長や学びの成果，学びに向かう意志的な側面などを形成的評価につなげたりするなど，様々な評価の仕方について県教委担当者を中心に研究する予定である。



#### ④各校の自立した、持続可能な支援体制の構築

事業活用終了後であっても学校が継続して支援を実施できるよう、支援体制の構築に対する指導・助言を行っていききたい。事務手続きを行うフローチャートを作成したが、本事業の活用方法、校内支援体制の構築に向けて、遠隔授業を行うにあたっての準備や実践例などのマニュアルを作成し、学習支援コーディネーター会議やカンファレンス、評価検討会議などで検証し、改訂を重ねていながら、当該校に示す予定である。また本事業を活用せず学校独自で遠隔授業を行う学校に対しても、マニュアルを提示しながら、指導・助言を行う予定である。

## 5 問い合わせ先

担当部署：長野県教育委員会事務局学びの改革支援課
所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2
電話番号：026-235-7435
FAX番号：026-235-7495
e-mail：kyogaku-koko@pref.nagano.lg.jp